

事後審査型制限付き一般競争入札 新旧対照表

旧	新
1～2 (略)	1～2 (略)
3 適用範囲	3 対象建設工事等
(1) <u>事後審査型制限付き一般競争入札は、総合評価落札方式によるものを除く一般競争入札に適用する。</u> ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。	(1) <u>この要領の対象となる建設工事等は、請負対象金額が500万円以上の建設工事等とする。</u> ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。
(2) (略)	(2) (略)
4 入札参加資格要件等	4 入札参加資格要件等
事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。	事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 次項第6号に規定する手持ち工事（業務）（以下この号において「手持ち工事」という。）を開札の時点において有しない者。ただし、次のア又はイに該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。	(7) 次項第6号に規定する手持ち工事（業務）（以下この号において「手持ち工事」という。）を開札の時点において有しない者。ただし、次のア又はイに該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。 <u>なお、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。</u>
ア、イ (略)	ア、イ (略)
(8) (略)	(8) (略)
5 建設工事等毎に付する要件	5 建設工事等毎に付する要件
前項第8号に掲げる各要件の定義は、特別に定めがある場合を除き、次によるものとする。	前項第8号に掲げる各要件の定義は、特別に定めがある場合を除き、次によるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 手持ち工事（業務）	(6) 手持ち工事（業務）

高知市と一般競争入札により請負契約（仮契約を含む。）を締結している建設工事等（共同企業体による受注案件の場合は、当該共同企業体への出資比率が15パーセント以上のものに限る。）のうち、一般競争入札に付そうとする建設工事等と同一工種（業種）の建設工事等で、当該一般競争入札の開札の時点で次に該当する建設工事等とする。

ア 当該年度に一般競争入札により請負契約を締結した建設工事等のうち、落札決定の日から竣工（完了）検査合格日までの期間中であるもの。また、事後審査型制限付き一般競争入札により落札候補となった建設工事等も同様とする。

イ （略）

6 （略）

7 入札方法等

入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。入札方法は公告に定めることとし、高知市郵便入札実施要領（平成19年4月9日制定）に定める入札書郵送方式による郵便入札（以下「郵便入札」という。）又は高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日制定）に定める市が設置する電子入札システムを使用して行う契約に係る事務（以下「電子入札」という。）のいずれかの方法で次に掲げるとおり行う。

(1) 郵便入札

ア 郵送書類

高知市と一般競争入札により請負契約（仮契約を含む。）を締結している建設工事等（共同企業体による受注案件の場合は、当該共同企業体への出資比率が15パーセント以上のものに限る。）のうち、一般競争入札に付そうとする建設工事等と同一工種（業種）の建設工事等で、当該一般競争入札の開札の時点で次に該当する建設工事等とする。

ア 当該年度に一般競争入札により請負契約を締結した建設工事等のうち、落札決定の日から竣工（完了）検査合格日までの期間中であるもの。また、事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）により落札候補となった建設工事等も同様とする。

イ （略）

6 （略）

7 入札方法等

(1) 入札参加手続

入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、総合評価落札方式においては、公告に定めるところにより、提出期限までに申請書等を提出するものとする。

(2) 入札方法

入札方法は公告に定めることとし、高知市郵便入札実施要領（平成15年4月1日制定）に定める郵便入札（以下「郵便入札」という。）又は高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日制定）に定める市が設置する電子入札システムを使用して行う契約に係る事務（以下「電子入札」という。）のいずれかの方法で次に掲げるとおり行う。

ア 郵便入札

イ 郵送書類

<p><u>(ア)</u> 入札書</p> <p><u>(イ)</u> 工事費内訳書（所定の様式により、入札額に対応した金額を記載し、入札者の記名・押印をすること。建設工事に係る委託業務については不要とする。）</p> <p><u>イ</u> 郵送方法</p> <p><u>(ア)</u> 入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ封かんし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、工事名、開札日及び入札者の氏名（法人にあっては、名称及び入札する権限を有する者の職名、<u>氏名</u>とする。以下同じ。）を明記すること。</p> <p><u>(イ)</u> 郵送にあたっては、前号により入札書及び工事費内訳書を入れ封かんした内封筒を封筒に入れ封かんし、当該封筒には、工事名、開札日、入札者の住所（所在地）、氏名、<u>及び</u>入札書類在中並びに親展の文字を明記すること。</p> <p><u>(ウ)</u> 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。</p> <p><u>ウ</u> 郵送宛先 郵便番号 780-8691 高知中央郵便局私書箱第100号 高知市役所契約課</p> <p><u>エ</u> 開札場所 高知市役所契約課入札室</p> <p><u>オ</u> 立会人 原則として入札参加者のうち、別途指名された3名が開札に立会うものとする。</p> <p><u>(2)</u> 電子入札</p> <p><u>ア</u> 提出書類</p> <p><u>(ア)</u> 入札書（市が設置する電子入札システムに入札金額を登録する方法で入札を行うこと。）</p> <p><u>(イ)</u> 工事費内訳書（所定の様式に入札者及び入札額に対応した金額を入力し、高知市電子入札運用基準により電子ファイル化したうえで添付すること。その際、入札者の押印は不要とする。また、建設工事に係る委託業務については不要とする。）</p>	<p><u>a</u> 入札書</p> <p><u>b</u> 工事費内訳書（所定の様式により、入札額に対応した金額を記載し、入札者の記名・押印をすること。建設工事に係る委託業務については不要とする。）</p> <p><u>(イ)</u> 郵送方法</p> <p><u>a</u> 入札書及び工事費内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、工事（業務）名、開札日及び入札者の氏名（法人にあっては、名称及び入札する権限を有する者の職名及び氏名。以下同じ。）を明記すること。</p> <p><u>b</u> 郵送に当たっては、前号の内封筒を封筒に入れて封かんし、当該封筒には、工事（業務）名、開札日、入札者の住所（<u>法人にあっては、所在地</u>）、氏名及び入札書類在中並びに親展の文字を明記すること。</p> <p><u>c</u> 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。</p> <p><u>(ウ)</u> 郵送宛先 郵便番号 780-8691 高知中央郵便局私書箱第100号 高知市役所契約課</p> <p><u>(エ)</u> 開札場所 高知市役所契約課入札室</p> <p><u>(オ)</u> 立会人 原則として入札参加者のうち、別途指名された3名（<u>3名未満の場合は全員</u>）が開札に立会うものとする。</p> <p><u>イ</u> 電子入札</p> <p><u>(ア)</u> 提出書類</p> <p><u>a</u> 入札書（市が設置する電子入札システムに入札金額を登録する方法で入札を行うこと。）</p> <p><u>b</u> 工事費内訳書（所定の様式に入札者及び入札額に対応した金額を入力し、高知市電子入札運用基準により電子ファイル化したうえで添付すること。その際、入札者の押印は不要とする。また、建設工事に係る委託業務については不要とする。）</p>
--	--

<p>イ 提出方法 市が設置する電子入札システムを使用すること。</p> <p>ウ 開札場所 高知市役所契約課</p> <p>エ 立会人 原則として入札者の立会を行わないものとする。</p>	<p>(イ) 提出方法 市が設置する電子入札システムを使用すること。</p> <p>(ウ) 開札場所 高知市役所契約課</p> <p>(エ) 立会人 原則として入札者の立会を行わないものとする。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 落札者の決定方法</p> <p>(1) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。</p> <p>(2), (3) (略)</p>	<p>9 落札者の決定方法</p> <p>(1) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。</p> <p><u>総合評価落札方式においては、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たし、かつ評価値が最も高いことが認められた場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。施工体制評価又は低入札価格調査に該当する場合には、その評価又は調査を行った後に落札者を決定する。</u></p> <p>(2), (3) (略)</p>
<p>10 入札資格要件等の審査</p> <p>入札資格要件等の審査を通知された落札候補者は、次により、入札資格要件等の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに入札資格要件確認書等を提出しないときは、当該落札候補者を失格とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限 提出を求められた日から起算して2日以内（高知市の休日</p> <p>を定める条例（平成元年4月1日市条例第21号）に規定する休</p>	<p>10 入札資格要件等の審査</p> <p>入札資格要件等の審査を通知された落札候補者は、次により、入札資格要件等の審査を受けなければならない。なお、提出期限までに入札資格要件確認書等を提出しないときは、当該落札候補者を失格とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限 提出を求められた日から起算して<u>原則</u>2日以内（高知市の休日</p> <p>を定める条例（平成元年4月1日市条例第21号）に規定す</p>

<p>日（以下「閉庁日」という。）を除く。）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>11 入札資格要件等審査結果の通知等</p> <p>(1) 入札資格要件確認書等が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定し、通知する。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>12 指名停止等の措置</u></p> <p><u>落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書等を提出しないとき及び入札資格要件確認書等の審査をした結果、入札参加資格を有しないと認められるときは、指名停止等の措置を行う。</u></p> <p><u>13 その他</u></p> <p>この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>る休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>11 入札資格要件等審査結果の通知等</p> <p>(1) 入札資格要件確認書等が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定し、通知する。<u>ただし、低入札価格調査を実施する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>12 その他</u></p> <p>この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>
---	--